

令和7年度 山梨県大村智人材育成基金

山梨県若手研究者奨励事業

研究者募集要項

1 趣旨

若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や地域活性化を担う次代の優れた研究者の持続的な育成を図ることを目的に、研究に要する経費に対して補助金を交付する。

2 補助対象となる研究

補助対象となる研究は、自然科学分野及び人文・社会科学分野の研究で、「6 補助対象者の応募資格」に該当する研究者が、一人で行うものをいう。なお、研究が複数年度にまたがる場合も可とする。ただし、企業の営利を目的とする研究は除く。

3 募集人数

自然科学分野、人文・社会科学分野 計10名程度

4 補助対象経費

令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に、研究者が一人で行う研究の遂行、成果のとりまとめ及び外部への公表等に直接必要な次の項目に該当する経費で、補助金の交付決定から令和8年3月31日までに支払いを完了するもの。

なお、研究が複数年度にまたがる場合は、会計年度ごとに応募申請することができる。

- （1）備品費 研究の遂行に必要な設備・機械・器具・備品を購入する経費
※概ね5万円以上で1年以上にわたり通常の使用に耐えるもの。
- （2）消耗品費 研究の遂行に必要な試料・部品等の消耗品を購入する経費
- （3）旅費 応募者本人、研究協力者の出張のための経費（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等に必要な旅費）
※対象となる経費は、原則、交通費及び宿泊費とする。
※社会通念上妥当な金額とし、実費又は所属機関で定める規定に基づくこと。
- （4）人件費・謝金 研究協力や作業補助に対する謝礼金（品）
※給与としての人件費は除く。
- （5）その他知事が必要と認める経費

㊦交付決定前に支払った経費は、補助対象になりません。

5 補助限度額

- （1）自然科学分野 100万円
- （2）人文・社会科学分野 50万円

※ただし、選考の結果、応募申請書に記載された交付申請額に対して減額調整を行う場合がある。

6 補助対象者の応募資格

補助対象者は、次の（１）～（３）の要件の全てを満たす者の中から選考し決定する。

（１）令和７年４月１日現在、４０歳未満の大学院生・大学院修了者のうち、①または②のいずれかに該当する者

①山梨県内の大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者

②山梨県内の高等学校、短期大学、大学、大学院のいずれかを卒業し、山梨県外の大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者

※①、②ともに、正規、非正規あるいは常勤、非常勤を問わない。

※山梨県職員は除く。

（２）所属機関の長の推薦を受けている者

（３）応募する研究者が研究計画の推進に責任を持ち、補助金管理及び補助期間終了後の報告を確実にできる者

7 応募方法

応募希望者は、次の書類を提出すること。また、書類の不足や記入漏れ、内容等の不備がないよう提出前によく確認すること。

（１）応募申請書（別紙様式１－Ａ～Ｇ）

（２）研究概要報告書（別紙様式２）

（３）所属機関の長の推薦書（別紙様式３）

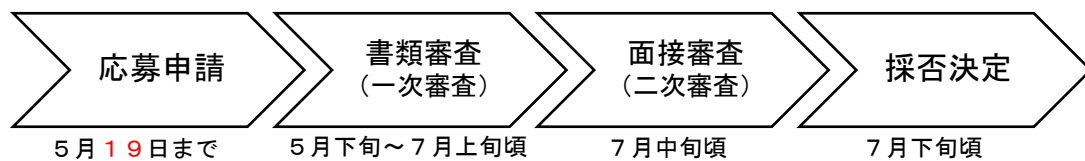
※PDF ファイルでメールにより提出すること。なお、（１）（２）についてはワードファイルも併せて提出すること。

8 応募受付期間

令和７年４月１日（火）～５月１９日（月）〔必着〕

9 選考方法・スケジュール

選考は、書類審査及び面接審査の二段階で行う。



（１）書類審査

審査結果は、応募者全員に、7月上旬頃までに通知する。

（２）面接審査

書類審査に合格した者に対して、7月中旬頃に実施する。

詳細については、書類審査結果とともに該当者に通知する。

（３）採否決定

7月下旬頃までに最終選考結果を通知する。

10 補助対象者の決定

(1) 補助対象者に選考された者は、別に指定する期日までに次の書類を提出すること。

- ①補助金交付申請書（補助金交付要綱 様式第1号）
- ②経費内訳書（補助金交付要綱 様式第1号の2）
- ③他の補助金等の交付を受ける場合は、その内容や金額が確認できる書類
- ④応募申請書（別紙様式1－A～G）の写
- ⑤所属機関の長の推薦書（別紙様式3）の写
- ⑥個人情報の使用に係る承諾書

※PDF ファイルでメールにより提出すること。

※選考結果と併せて内示された金額(減額調整後の金額)の範囲内で交付申請を行うこと。

(2) 補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認められた者は、補助対象者として正式に決定される。

(3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないため、速やかに変更申請を行うこと。

11 補助金交付の取消及び返還

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、返還を求める場合がある。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があったとき
- (2) 採択された研究計画に大幅な変更があり、目的を達成することが困難であるとき
- (3) その他、研究者としてふさわしくない行為があったとき

12 実績報告書の提出

補助対象者は、次の書類を提出すること。詳細は別途通知する。

(1) 提出書類

- ①実績報告書（交付要綱 様式第6号）
- ②経費内訳書（交付要綱 様式第6号の2）
- ③領収書等証拠書類一覧表（交付要綱 様式第6号の3）
- ④補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写等）
- ⑤他助成金の交付を受けている場合は、その内容や金額が確認できる書類
- ⑥研究成果概要書（募集要項 別紙様式4）
- ⑦⑥の詳細を記載した研究成果報告書（任意様式、A4版縦10枚以内）

※PDF ファイルでメールにより提出すること。

(2) 提出期限

次の①、②のいずれか早い期日までに提出

- ① 令和8年4月10日（金）
- ② 研究が終了した日から起算して1か月を経過した日

13 補助対象者の責務

- (1) 補助対象者は、山梨県が開催する成果報告会に参加するとともに、研究成果を広く県民に理解してもらうため、情報発信に努めなければならない。
- (2) 補助対象者は、山梨県による研究状況の確認に協力しなければならない。

14 応募書類等に記載された個人情報の利用について

応募申請や実績報告等に関し提出された個人情報は、「山梨県個人情報保護条例」により、本事業実施のためにのみ使用する。

本事業の広報のため、必要な範囲において、補助対象者の氏名、所属機関、研究内容・成果及び研究の様子が分かる写真等の情報を、山梨県のホームページ等に掲載したり、報道機関に提供することがある。

15 問い合わせ先及び書類提出先

山梨県 総合県民支援局 まなび支援課 科学・県立大学担当

住 所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話：055-223-1312

F A X：055-223-1516

E-mail: manabi-shien@pref.yamanashi.lg.jp